



宮 崎 県 公 報

平成26年 9 月18日 (木曜日) 第 2626 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 1	
○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 1	
○登録特定行為事業者の名称、所在地等の変更… (“) 1	
○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部変更…………… (環境管理課) 2	
○振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部変更…………… (“) 2	
○悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部変更…………… (“) 2	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2
○砂利採取業務主任者試験の実施…………… (産業振興課) 2
○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 3
○落札者等の公告 (2 件) …………… 3
教育委員会公告
○平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務に係る企画提案競技の実施…………… 3
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

告 示

宮崎県告示第 513号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年 9 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高橋 良輔	東諸県郡国富町大字木	平成26年 9 月 1 日

(青龍堂はり灸整 脇 298- 1
骨院)

宮崎県告示第 514号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第 1 項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成26年 9 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
451000144	住宅型有料老人ホーム 幸せホームあすか	串間市大字西方3676番地	社会福祉法人龍口会	串間市大字南方3431番地 5	平成26年 6 月20日
451000145	特定施設入居者生活介護事業所幸せホームあすか	串間市大字西方3676番地	社会福祉法人龍口会	串間市大字南方3431番地 5	平成26年 6 月20日
451000146	介護付有料老人ホーム ソフトタウン高洲	宮崎市高洲町 235番地 3	大和開発株式会社	宮崎市高洲町 235番地 3	平成26年 7 月29日
451000147	特別養護老人ホーム陽光の里こもれび	小林市真方5038番地 1	社会福祉法人コスモス会	小林市真方5038番地 1	平成26年 9 月 1 日

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第 2 項において準用する第48条の 6 第 1 項の規定により、登録特定

宮崎県告示第 515号

行為事業者の名称又は主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変 更 年 月 日
名称	主たる事務所 の所在地	名称	主たる事務所 の所在地	
財団法人潤 和リハビリ テーション 振興財団	宮崎県宮崎 市大字小松 1158番地	一般財団法人潤 和リハビリ テーション 振興財団	宮崎県宮崎 市大字小松 1158番地	平成24年 10月1日
社会福祉法 人宮崎愛心 会	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南 179 79番地87	社会福祉法 人聖山会	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南 179 79番地87	平成26年 7月1日

宮崎県告示第 516号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和47年宮崎県告示第 644号）の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

新富町に係る別添図面を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県高鍋保健所並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 517号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成4年宮崎県告示第 482号）の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

新富町に係る別添図面を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県高鍋保健所並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 518号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定（平成7年宮崎県告示第 502号）の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

新富町に係る別添図面を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県高鍋保健所並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリモール宮崎
宮崎市源藤町東田 597番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
平成26年6月9日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年9月18日から平成26年10月20日まで

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
平成26年11月14日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市旭1丁目3番6号
宮崎県庁7号館 744号室
- 3 受験願書の受付期間
平成26年9月29日（月曜日）から10月17日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月17日付けの消印のあるもので有効とする。
- 4 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部産業振興課
- 5 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 6 受験手数料
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 その他
受験願書は、宮崎県商工観光労働部産業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

詳細については、宮崎県商工観光労働部産業振興課（電話0985-26-7095）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・4・7号 中村木崎線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分
宮崎市大字本郷南方、大字田吉の各一部
 - 削除する部分
宮崎市大字本郷南方、大字田吉の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課
 - 期間
平成26年9月18日から平成26年10月2日まで

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守に関する業務
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室報道・メディア戦略担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年7月18日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
南日本ネットワーク・グローバルデザイン共同企業体
宮崎県宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 随意契約に係る契約金額
36,936,000円
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に基づく随意契約

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年9月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）で使用

する電気

- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
平成26年8月25日
- 落札者の氏名及び住所
イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号
- 落札金額
34,732,870円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成26年7月10日

教育委員会公告

平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成26年9月18日

宮崎県立図書館長 内戸保博 秋

- 企画提案競技に付する事項
 - 業務件名 平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務
 - 業務の特質等 平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務仕様書による。
 - 契約期間
ア システム構築 契約締結の日から平成27年2月22日まで
イ システム賃貸借、保守等 平成27年2月23日から平成32年2月22日まで
- 契約に係る特約事項
 - この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 企画提案競技に参加する者に必要な資格
本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。
 - 平成26年宮崎県告示第487号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - 平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書を提出した日から契約締結候補者を選定する

- までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去 4 年以内に、宮崎県立図書館システム (資料数約71万冊) と同規模以上の図書館システム構築に係る開発実績を有している者であること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 期間 平成26年9月18日 (木) から平成26年10月16日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 5 平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技実施要領 (以下「実施要領」という。) 等の配付場所及び配付期間
- (1) 場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 期間 平成26年9月18日 (木) から平成26年10月16日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 6 企画提案競技事前説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県立図書館 2 階研修室
- (2) 日時 平成26年10月2日 (木) 午後 1 時30分から
- 7 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 企画提案競技への参加を希望する者は、次により平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書を提出すること。
- (1) 提出場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 提出期限 平成26年10月16日 (木) 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
- 8 参加資格の喪失
- 最優秀提案者の選定までに 3 の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。
- 9 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 提出期限 平成26年10月29日 (水) 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
- 10 業務委託候補者の選定方法
- 資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経て業務委託候補者を選定するものとする。
- 11 企画提案競技に関する事務を担当する部署
- 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当 (宮崎県立図書館 1 階)
〒 880-0031
宮崎市船塚 3 丁目 210 番地 1 号
電話 0985 (29) 2956
E-mail toshokan@pref.miyazaki.lg.jp
- 12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required:Subcontracting of the construction of complete New Miyazaki Prefectural Library information system.
- (2) Deadline for the submission of proposals:5:00p.m.29 October,2014
- (3) Contact point for the notice:Miyazaki Prefectural Library, 3-210-1 Funatsuka, Miyazaki-city, 880-0031, JAPAN. TEL:(+81)985-29-2956

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成26年 9 月 8 日現在次のとおりである。

平成26年 9 月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,454人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,332人

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成26年 9 月 8 日現在次のとおりである。

平成26年 9 月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

北諸県郡選挙区 6,708人